

長浜市訓令第28号

長浜市組織機構等の変更に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市組織機構等の変更に伴う関係規程の整理に関する規程

(長浜市入札制度等改善推進委員会設置規程等の一部改正)

第1条 次に掲げる規程の別表を次のように改正する。

別表(第4条関係)

副市長
総務部長
未来創造部長
産業観光部長
都市建設部長
下水道事業部長
長浜市教育委員会事務局教育部長

- (1) 長浜市入札制度等改善推進委員会設置規程(平成18年長浜市訓令第28号)
 - (2) 長浜市建設工事契約審査委員会規程(平成18年長浜市訓令第29号)
 - (3) 長浜市物品調達(修繕)契約審査委員会規程(平成18年長浜市訓令第30号)
 - (4) 長浜市委託業務等契約審査委員会規程(平成18年長浜市訓令第31号)
- (長浜市指定業者審査委員会規程の一部改正)

第2条 長浜市指定業者審査委員会規程(平成18年長浜市訓令第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「都市建設部長、下水道事業局長」を「下水道事業部長」に改める。

第6条中「都市建設部下水道事業局」を「下水道事業部」に改める。

(長浜市一般廃棄物処理業等に係る合理化事業対策検討委員会設置規程の一部改正)

第3条 長浜市一般廃棄物処理業等に係る合理化事業対策検討委員会設置規程(平成22年長浜市訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第8号を次のように改める。

(8) 下水道事業部長

第3条第3項第9号中「農業振興課長」を「農政課長」に改め、同項第10号中「田園整備課長」を「森林田園整備課長」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同項第15号中「都市建設部下水道事業局」を「下水道事業部」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号中「都市建設部下水道事業局」を「下水道事業部」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第17号を第16号とし、第18号を第17号とする。

(長浜市公有財産利活用推進本部設置規程の一部改正)

第4条 長浜市公有財産利活用推進本部設置規程(平成22年長浜市訓令第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 下水道事業部長

(長浜市建設工事設計積算施工管理業務に関する適正化対策会議設置規程の一部改正)

第5条 長浜市建設工事設計積算施工管理業務に関する適正化対策会議設置規程(平成23年長浜市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「田園整備課長」を「森林田園整備課長」に改める。

(長浜市統合型GIS推進会議設置規程の一部改正)

第6条 長浜市統合型GIS推進会議設置規程(平成23年長浜市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「農業振興課長」を「農政課長」に、「田園整備課長」を「森林田園整備課長」に改め、「北部産業振興課長」を削る。

(長浜市みどりの基本計画推進委員会設置規程の一部改正)

第7条 長浜市みどりの基本計画推進委員会設置規程(平成23年長浜市訓令第28号)の一部を次のように改正する。

別表中「北部産業振興課」を「森林田園整備課」に改める。

(長浜市債権管理委員会設置規程の一部改正)

第8条 長浜市債権管理委員会設置規程(平成25年長浜市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

副市長
会計管理者
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
都市建設部長
下水道事業部長
教育部長
長浜病院事務局長
湖北病院事務局長

(長浜市社会資本総合整備計画(下水道)評価委員会設置規程の一部改正)

第9条 長浜市社会資本総合整備計画(下水道)評価委員会設置規程(平成30年長浜市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 下水道事業部長

(2) 下水道事業部次長

第3条第2項中「都市建設部長」を「下水道事業部長」に改め、同条第3項中「下水道事業局長」を「下水道事業部次長」に改める。

第6条中「都市建設部下水道事業局」を「下水道事業部」に改める。

(宇根本団地整備に係る関係課連絡調整会議設置規程の一部改正)

第10条 宇根本団地整備に係る関係課連絡調整会議設置規程（令和6年長浜市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「都市建設部」を「下水道事業部」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。